



# 311子ども甲状腺がん 損害賠償請求訴訟

第11回口頭弁論期日  
～第25準備書面・原賠法の立法趣旨～

2024年9月11日  
原告ら訴訟代理人弁護士 井戸謙一



# 我妻栄 「事故があった時は因果関係あり」(甲全274)

因果関係

事故 - abnormal を運転 (火災) 一と損害ヒトの 因果関係  
をあらわすが――

事故を原因とせよ、たとえ火による損害――火のあつたところから  
損害までの因果関係か、  
や成因危険性と原因があるときの因果関係ありと推定される事  
な。 事故がないときは推定されないであります。

結局、事故がないときの人的損害についてだけは――この範囲

をやめると因果関係を運転におけるかから問題。

――事實上 …裁判の判定 …ハ善がせよ。

――保険からはあやからば事故による损害――はあらずとすと  
保険が働く場合には費用負担は保険手扱をと、この場合  
はあら

責任者 — 算中

被害者が設立者にましても損害を運転したとき  
ではなぜ失責任であるかからも

設立者からの本意を有しないであらうか

あらぬものがせよ? なぜの場合は放棄しあら?

夫婦といふ間せし保険の会社はあらぬことをして居たと  
いふのがどうかであろう。

――これは保険と関連する。

常識的な意味で事故があったときは因果関係ありと推定されることになる。事故のないときは推定されないことになる。

結局、事故のないときの人的損害についてだけは、その範囲を予め定めて因果関係を逆にしておくかどうかが問題。

方3の点

責任者  
ナニヒトは政事

法ホンダ

セイヨウ

さらに外DOのsupplyerns12のみ法ホンダとするのもちが  
……



# 原子力損害賠償法の特殊性

第1条に「被害者保護」

無過失責任・責任の集中・無限責任  
不可抗力免責の限定・損害賠償措置  
国家による支援補償・原子力損害賠償紛争審査会



被害者による損害賠償請求権の立証を容易にし、  
早急かつ十分な賠償を被害者に支払うことが目的



# 「誰ひとり泣き寝入りさせない」

## 国会答弁（甲全269,270）

「被害者の一人をも泣き寝入りさせない」

「被害者の徹底的な保護」

「被害者の保護に遺憾なきを期する」

「第三者の損害を十分に、かつ迅速に補償することができるよう」

「被害者に損害をこうむらさないように、

つまり、泣き寝入りをさせないようにしなくちゃならない」

「一人の被害者も泣き寝入りさせないようその保護に遺憾なきを期します」

「被害者保護に遺憾なきを期し」

「被害者を全面的に救済保護できるよう遺憾なきを期し」



# 原告は救済されなければならない

被告・東京電力は原子力事業者として、  
「被害者」に対し重い責任を負っている。

原告は、過度な立証の負担を課せられることなく、  
速やかにかつ十分な賠償額をもって  
救済されなければならない。